

# 「共通事項」を考える（6）（中学校美術）

## ～ 第2学年及び第3学年 ～

今回の改訂で新設された「共通事項」について考えていきます。

まず、「共通事項」について、再確認しましょう。  
学習指導要領解説には、次のように書かれています。

表現及び鑑賞の各活動において、共通に必要なとなる資質や能力を〔共通事項〕として示す。〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習を通して指導し、形や色彩、材料などの性質や、それらがもたらす感情を理解したり、対象のイメージをとらえたりするなどの資質や能力が十分育成されるようにする。

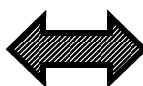
（中学校学習指導要領解説美術編 第1章総説 3 美術科改定の要点 (2) 内容の改善 ウ〔共通事項〕の新設）

つまり、「共通事項」とは

「表現及び鑑賞の活動で共通に必要なとなる資質や能力」

であり、具体的には次の2つの能力となります。これらは相互に関連し合っています。

（ア）形や色彩、材料、光などの性質や、それがもたらす感情を理解すること。



（イ）形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

中学校学習指導要領解説には、次のように書かれています。（要約）

- 〔共通事項〕は、「A表現」及び「B鑑賞」の学習において、共通に必要なとなる資質や能力であり、今回の改訂で新たに加えたものである。
- 〔共通事項〕の「共通」とは、「A表現」と「B鑑賞」の2領域及びその項目や事項の全てに共通するという意味である。同時に「発想や構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」に共通して働くという意味である。
- 〔共通事項〕はそれのみを取り上げて題材にするのではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの学習を通して指導するものである。
- 〔共通事項〕の視点から発想や構想を促したり、生じたイメージを大切に鑑賞したりすることにより、感性や美術の創造活動の基礎的な能力が一層豊かに育成されていくことになる。
- ひとつの題材の中で同じ〔共通事項〕を基にして、形や色彩、材料などの性質や、それらがもたらす感情などに着目して鑑賞活動を行い、さらに、発想や構想をする表現活動を行うなど、〔共通事項〕を柱に表現と鑑賞の活動を関連させることにより、表現や鑑賞の能力は効果的に育成される。

### 共通事項

学 年	（ア）	（イ）
全学年	形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。	形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

## 第2学年及び第3学年の〔共通事項〕の捉え方及び計画への位置付け方

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
- ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。
  - イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

### 1 次の事項を指導するため〔共通事項〕を各活動に適切に位置付けましょう。

「A表現」では

- 対象を深く見つめて感じ取ったことや心の世界などから発想や構想する能力
- 多くの人に共感が得られるように伝えたり使ったりするものなどを発想や構想する能力
- 表したい感じに近づくように自分の表現方法を創意工夫しながら表現する技能

「B鑑賞」では

- 作品などの造形的なよさや美しさ、創造的な表現の工夫などを味わう能力

### 2 具体例

(1) 「A表現」(1)では

- 主題を生み出す場面で、対象を深く見つめて本質をとらえたり、夢、想像や感情などの心の世界などを思い描いたりするとき、多様な視点から形や色彩などをとらえたり感情から形や色彩のイメージを思い描いたりする。
- 構想する場面で、主題を基に単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考えるときに、形や色彩などがもたらす感情や全体のイメージを意識して表現に生かす。

(2) 「A表現」(2)では

- 構成や装飾をしたり気持ちや情報を伝えたりするために発想や構想をする場面で、多くの他者に共感が得られる視点から、形や色彩、材料、光などの性質やそれらがもたらす感情などをどのように生かすかを考えたり表したいイメージを基に組合せを簡潔にしたり総合化したりする。
- 使用するものの気持ちなどを考えて発想や構想をする場面で、客観的な視点で形や色彩、材料などの性質や感情の効果を生かす。

(3) 「A表現」(3)では

- 創造的な技能を働かせる場面で、自分の意図に合う新たな表現方法などを工夫するとき、形や色彩、材料の性質や、表現効果などを理解して工夫する。表したい感じを重視し、制作が進む中で全体のイメージをとらえ、自分の表したい感じが表現されているか確認し、常に表現を振り返りながら政策を進めることが重要である。

(4) 「B鑑賞」では

- 主体的な鑑賞の能力を高めることをねらいとしており、授業では漫然と鑑賞をするのではなく、教師が造形的な要素などの見る視点を与えることが大切である。鑑賞活動においては、〔共通事項〕で示す二つの事項を指導計画に位置付けることで、造形的な要素に着目して感じ取ったり作品の全体的なイメージをとらえたりして、主題に基づいた表現の工夫や作者の表現意図を理解し、見方や感じ方が深まり、気付かなかった作品のよさを発見できるようになる。



次回から、学習指導要領の「内容の取り扱いと指導上の配慮事項」で、福島県教育委員会の努力事項に取り上げられていないものについて、順次、考えていきます。

今回は、小学校学習指導要領「内容の取り扱いと指導上の配慮事項」の『第2の各学年の内容の「A表現」の(2)の指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。』について、考えてみます。

11月15日（金）頃アップの予定です。